

鳥取縣公報

縣會告示

鳥取縣會告示第一號

昭和二十一年十一月鳥取縣會告示第五號鳥取縣參事會會議規則はこれを廢止する。

昭和二十二年六月二日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

鳥取縣會告示第二號

昭和二十二年十一月鳥取縣會告示第三號鳥取縣會傍聽規則中左の通これを改正する。

昭和二十二年六月六日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

一、第三條中「守衛」とあるを「監視」に改める。
二、第七條の次に左の一條を加える。

第八條 本則に定めたるものの外傍聽人の取締に關し

昭和二十二年六月三日 外 火曜日

ては地方自治法を定むるところによる。

鳥取縣會告示第三號

地方自治法第九條、第一百條及び第一百一條により鳥取縣會委員會條例を次のように定める。

昭和二十二年六月二日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

鳥取縣會委員會條例

第一條 鳥取縣會に常任委員會及び特別委員會を置く。

第二條 常任委員會は地方自治法第五十八條により設けられたる部にこれを設ける。

第三條 特別委員會は會議の議決により付議された事件ごとにその都度これを設ける。

第四條 議員は少くとも一個の常任委員となる。但し同時に二個を超える常任委員となることが出来ない。

本書ノ大キサハ國定規格5A列

常任委員の数は委員会の數に應じ概ね均分して議長がこれを定める。

第五條 特別委員の數は五人とする。但し議長において必要と認められた場合は増減することが出来る。

第六條 委員は正當の理由なくしてその任を辭することゝはできない。

第七條 委員会に委員長及び副委員長を各々一人を置く。委員長及び副委員長は各々その委員が互選する。

委員会の委員長及び副委員長を互選したときはこれを議長及び知事に通知しなければならない。

委員長は委員会の議事を整理し秩序を保持する。副委員長は委員長に事故があるとき又は委員長が缺けたときその職務を代行する。

第八條 委員会に書記を常置する。

書記は委員長の命を受け委員会の庶務に従事する。

第九條 委員会は委員長がこれを招集する。

招集は開會の日前七日までにこれを委員に告知しなければならぬ。但し急務を要する場合はこの限りでない。

い。

第十條 委員長は議事日程を定め又は變更したときは豫めこれを委員会に報告する。

第十一條 委員長は委員命を招集し又は議事日程を定め若くはこれを變更したときは豫めこれを議長及び知事に通知しなければならない。

第十二條 委員会は委員定數の半数以上の委員が出席しなければ議事を開き議決することができない。

第十三條 委員会の議事は出席議員の過半数でこれを決し、可否同數のときは委員長の決するところによる。

第十四條 委員会は議長に對して地方自治法第九十八條、第九十九條第一項及び第百條第一項の請求を要求することが出来る。

第十五條 委員会は議長に對して知事選舉管理委員の委員長及び監査委員並にその委任又は囑託を受けた者及び發議者の出席説明を求めることができる。

第十六條 常任委員会において公聽會を開くときは豫めその日時、場所、案件及び出席者を議長及び知事に通

知しなければならない。

第十七條 常任委員会は他の常任委員会と協議して合同委員会を開くことができる。

第十八條 委員長は委員会の経過及び結果を會議に報告しなければならない。

第十九條 委員会は議員の外委員長の許可を得た者でないければこれを傍聴することができない。但し必要により委員長は秘密會とする事ができる。委員長は秩序保持のため傍聴人の退場を命ずることが出来る。

第二十條 委員会が故なく付議された案件を審査せず又はその経過及び結果を報告しない場合は、議長は會議に諮つて更に委員を改選する事ができる。

第二十一條 委員会において懲罰事犯があるときは委員長はこれを議長に報告し處分を求めなければならない。

第二十二條 委員長は書記をして委員会の次第及び出席委員の氏名を記録せしめなければならない。

第二十三條 本條例に關する疑義は議長において決定する。但し議員において異議があるときは議長は會議に

諮つてこれを決定する。

第二十四條 本條例に定めるものの外常任委員会及び特別委員会に關しては地方自治法の定めるところによる。

附 則

本條例は公布の日からこれを施行する。

鳥取縣會告示第五號

地方自治法第二百十條により鳥取縣會會議規則を次のように定める。

昭和二十二年六月二日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

鳥取縣會會議規則

第一章 總 則

第一條 地方自治法に規定あるものの外會議に關しては本則の定めるところによる。

第二條 本則に關する疑義は議長において決定する。但し議員五人以上の異議があるときは議長は會議に諮つてこれを決定する。

第三條 本則の改正は議員定數の三分の一以上の要求が

あるときになければこれを會議に付することができな
い。

第二章 會 期

第四條 定例會の會期は五日以内、臨時會の會期は三日
以内とする。但し通常豫算を議する定例會については
これを二十日以内とする。

議長において必要と認められた場合及び議員定数の四分の
一以上連署を以つて議長に會期の延長を要求した場合
は議長は定例會五日以内、臨時會三日以内においてこ
れを延長しなければならない。

第五條 前條第二項により會期を延長するときは議長は
議員に告知し、直ちにこれを告示し且つ知事に通知し
なければならない。

第三章 席 次

第六條 議員の席次は會議の始めに抽籤を以つてこれを
定める。但し議長は會議に諮つて席次を指定すること
ができる。

補欠議員の席次は前任者の席次とする。但し同時に選

舉された補欠議員が二人以上あるときは抽籤によつて
これを定める。

第七條 會議中議員の稱呼はその席次の番號を唱え、議
員以外の列席者の稱呼は番外と呼ぶ。

第四章 會議の開閉

第八條 會議は午前十時に始め午後四時に終る。但し議
長は必要に應じてこれを伸縮することができる。

會議における集會及び散會は「號鈴」によつてこれを
報ずる。

第九條 會議の開閉は議長の宣告による。

第十條 祭日、祝日、日曜日には休會とする。但し議長に
おいて必要と認められたときは會議に諮つて開會すること
ができる。

臨時に休會するときも前項と同一の取扱いとす。

第五章 議事日程

第十一條 議事日程は議長がこれを定める。

第十二條 議長は會議の始めにその日の議事日程を宣告
し會議の終りに次會の議事日程を豫告しなければなら

ない。

第十三條 議事日程は議長が必要と認めたとを又は變更
の動議が成立したときは議長は會議に諮りこれを變更
することができる。

第十四條 議長は議事日程を定め又は變更したときはこ
れを知事に通知しなければならない。

第六章 會 議

第一節 發議及び動議

第十五條 地方自治法及び本則において特に規定した場
合を除く外、動議は議員二人以上の賛成があれば議題
とすることができる。但し委員會の意見はこれの限りで
ない。

第十六條 建議若しくは修正の動議は文案を作成して議
長に提出せねばならない。但し議長の承諾を得たとき
は議席においてこれを陳述することができる。

否決した建議若しくは動議は同會期内において再度提
出することはできない。

第十七條 總ての發議者は審議に先きだつてその提案の

理由を説明しなければならない。

第二節 議 事

第十八條 議事は議長が先づ議題を宣告し書記長又は書
記をして議案を朗讀せしめたのち、議案の大体につき
討議を行い、これを委員會の審査に付するか否かを決
定する。但し時宜により議案の朗讀を省略することが
できる。

議長は會議に諮つて委員會の審査を省略し確定の議決
とすることができる。

委員會の審査に付するを要しないと決定したときはそ
の議案はこれを廢案とする。

第十九條 委員會の審査に付した議案は委員長長の報告が
あつてから審議してその可否を確定する。

前項の審議の場合においては五人以上の賛成がない動
議は議題とすることはできない。

第二十條 議員は知事又は選挙管理委員會の委員長及び
監査委員並にその委任若しくは囑託を受けた者に質問し
ようとするときは、議長の承認を要する。

質問は簡明な主意書を作りこれを議長に提出しなけれ
ばならない。但し緊急を要するとき若くは簡単な事項
は議長の承諾を得て口頭で質問することができる。
質問の順位は議長がこれを決定する。

第二十一條 議員は地方自治法第九十八條、第九十九條
第四項及び第一百條第一項の請求をしようとするときは
これを議長に要求せねばならない。

第二十二條 議長は審議の順序を変更し又は各議案を一
括し若くは分割して討議に附することができる。但し
議員二人以上の異議があるときは會議に諮つてこれを
決定する。

第三節 討議

第二十三條 發言しようとする者は起立して「議長」と
呼び、第七條に定める稱呼を唱へ議長の反呼があつて
から發言しなければならぬ。

二人以上起立して發言を求めたときは議長は先起立者
と認める者を、同時に起立したときは議長は指名して
發言させる。但し議員を先にし議員以外の列席者を後

にする。

發言しようとする者は議長に對し豫め發言の通告をし
て置くことができる。

第二十四條 議長において議題外の討論と認めるときは
これを制止し尙存肯かないときは退場を命ずることが
できる。

第二十五條 議長は質疑討論其の他の發言につき必要と
認められた場合は時間を制限することができる。

第二十六條 議長が自から討論をしようとするときは副
議長を議長席に着かせねばならない。

第二十七條 議長において論旨が盡きたと認めるときは
討論の終結を宣告しなければならぬ。

發言の中途でも議長において論旨既に盡きたと認める
ときは討論の終結を宣告してもよい。

討論終結の勸諭が成立したとき又は前項の宣告に對し
て議員二人以上の異議があるときは議長は會議に諮つ
て其の可否を決定する。

第四節 修正

第二十八條 同一の議題について數個の修正案が提出さ
れた場合は、議長は原案に最も速いと認めるものから
順次採決する。

第二十九條 修正案が總て否決されたときは原案につい
て採決する。

第三十條 前條の場合において原案に過半数の賛成がな
く且つ會議において廢棄すべきでない議決したとき
は、委員會を設けて修正案を起させ更に審議をしな
ければならない。

第五節 採決

第三十一條 議長は採決しようとするときはその議題を
會議に宣告せねばならない。

議長において採決を宣告したときは爾後その議題につ
いては發言は許されぬ。

第三十二條 採決宣告の際議員は必ず可否を表示せね
ばならない。但し宣告の際議席に居らない議員は採決
に加はることができない。

第三十三條 採決の方法は起立及び投票の二種とし議長

の意見によつてこれを定める。

起立採決の場合は直ちにその結果を宣告する。

起立の數につき二人以上の異議があるときは氏名點呼
又は投票を以つてこれを決める。

投票は無記名とする。但し會議の議決により記名とす
ることができる。

第三十四條 投票を終つたときは議長は二人の立會人を
指名し、その立會人と共に開票し點檢の上その結果を
宣告する。

第三十五條 異議のない議題については前二條の方法を
行わないで直にその可否を宣告することができる。但
し議員二人以上の異議があるときはこの限りでない。

第七章 請願及び陳情

第三十六條 請願及び陳情があつたときは議長は先づこ
れを會議に諮つて委員會の審査に付し、會議の議決を
經て採否を決定する。但し會議の議決で委員會の審査
を省略することができる。

第八章 紀律

第三十七條 議員は招集の當日議事堂に参集し議長にその旨竝に宿所又は連絡を受ける場所を通告しなければならない。

第三十八條 議員は會議の定刻前に議事堂に参集しその旨を議長に通告しなければならない。

第三十九條 議員は疾病その他の事故により缺席しようとするときは、豫めその旨を議長に届出でなければならぬ。但し引續き五日以上（五日以内の會期のときはその會期中）缺席しようとするときは豫め議長に請暇を願出なければならぬ。

第四十條 會議中は私語又は喫煙若くは飲食をすることはできない。

第十章 懲 罰

第四十一條 地方自治法に定めるものの外議員は五人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。

第四十二條 議長は懲罰事犯があると認めるときは、これを會議に諮つて委員會の審査に付し會議の議決を経

てこれを宣告する。
第四十三條 出席停止の懲罰はその期間を五日以内とする。

第四十四條 出席を停止された者が常任委員若くは特別委員であるときは、停止期間その委員會にも出席することはできない。

第十一章 會議録及び速記録

第四十五條 會議録に署名する議員は二人とし、會期の始めに議長の名又は互選によつてこれを決定する。

第四十六條 議長は速記録を調製せねばならない。速記録は速記の方法により議事の顛末を記載し速に議員及び知事に配布せねばならない。

附 則

本則は公布の日からこれを施行する。
昭和二十一年十一月鳥取縣會告示第一號鳥取縣會會議規則はこれを廢止する。

昭和二十二年六月三日 印刷
鳥取縣公報 第三種郵便物認可
昭和四年四月十五日

鳥取縣公報 第三種郵便物認可
鳥取縣公報 第三種郵便物認可

鳥取縣公報

告示

◆鳥取縣會告示第四號

昭和二十二年五月三十一日招集の定例縣會の會期を昭和二十二年六月九日まで延期する。

昭和二十二年六月三日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

昭和二十二年六月三日

外 火 曜 日

本報の大きさは指定規格5A列

08010

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日=當ル) 火金 時ハ翌日

昭和二十二年六月三日 外日

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可